

第 3 6 号議案

足立区住宅・建築物耐震助成条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住宅・建築物耐震助成条例

(目的)

第 1 条 この条例は、住宅及び建築物の耐震工事等を実施するものに対して、その費用の一部を助成することにより、地震による住宅及び建築物の倒壊等を未然に防止し、並びに区民の生命及び財産の保護を図り、もって災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 延べ面積の過半を居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 共同住宅 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）に規定する共同住宅、下宿、寄宿舎その他これらに類する建築物の用途に供する住宅であって、複数の住戸が存するものをいう。
- (3) 分譲マンション 2 以上の区分所有者が存する共同住宅であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号）第 3 条に規定する団体により管理されるものをいう。
- (4) 特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条各号に規定する建築物（住宅を除く。）をいう。
- (5) 木造 地上階数が 2 以下の建築物の主要構造部のうち、柱及びはりの過半につき木材を使用していることをいう。
- (6) 非木造 建築物の主要構造部のうち、柱及びはりの過半につ

き木材以外の材料を使用していることをいう。

(7) 旧耐震基準 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定する構造強度に関する規定をいう。

(8) 耐震診断 旧耐震基準を適用して建築された建築物（以下「旧耐震基準建築物」という。）を対象とした、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針」という。）その他規則で定める事項に沿って実施する地震に対する安全性の評価（旧耐震基準建築物のうち木造の建築物にあっては、規則で定める耐震改修計画（以下「耐震改修計画」という。）の策定を含む。）をいう。

(9) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき実施する工事であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 木造の住宅 耐震診断の結果が技術指針別表第1（一）又は（二）に該当する場合においてこれを同表（三）又は規則で定める基準に適合させるための工事

イ 住宅を除く木造の建築物 耐震診断の結果が技術指針別表第1（一）又は（二）に該当する場合においてこれを同表（三）に適合させるための工事

ウ 非木造の建築物 耐震診断の結果が技術指針別表第6（一）若しくは（二）に該当する場合においてこれを同表（三）に適合させるための工事又は規則で定める工事

2 前項各号に定めるもののほか、この条例で使用する用語の定義は、建築基準法及び耐震改修促進法で使用する用語の例による。

（助成の対象）

第3条 区長は、第5条第1項の規定による助成金の交付の申請がされたときに現に存する1の建築物を対象として、次の各号のいずれかに該当する耐震診断、耐震改修計画の策定又は耐震改修工事（以下「耐震工事等」という。）を実施した個人及び法人その他の団体（国、地方公共団体及び公共的団体並びに宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に規定する宅地建物取引業を営むもの（以下「宅地建物取引業者」という。）が、その業の目的のために耐震工事等を実施しようとする場合における宅地建物取引業者を除く。）に対し、当該耐震工事等に要した費用の一部を助成することができる。

- （1） 住宅、共同住宅又は特定建築物を対象として実施した耐震診断。ただし、木造の建築物については、規則で定める者（以下「耐震診断実施者」という。）が実施した耐震診断に限る。
- （2） 非木造の共同住宅又は非木造の特定建築物（以下「非木造共同住宅等」という。）を対象として実施した前号の耐震診断に係る助成金の交付を受けた場合における当該非木造共同住宅等を対象として実施した耐震改修計画の策定。ただし、当該耐震診断の結果が技術指針別表第6（一）若しくは（二）又は規則で定める基準に該当する場合に限る。
- （3） 旧耐震基準を適用して建築され、かつ、建築基準法第3条第2項の規定に該当する非木造共同住宅等を対象として実施した耐震改修工事。ただし、耐震改修促進法第8条に規定する認定を受けた耐震改修計画に基づき実施した耐震改修工事に限る。
- （4） 木造の建築物又は共同住宅を除く非木造の住宅（以下「木造建築物等」という。）を対象として実施した第1号の耐震診断に係る助成金の交付を受けた場合における当該木造建築物等を対象として実施した耐震改修工事。ただし、木造の建築物については、原則として、当該木造の建築物を対象として耐震診断を実施した耐震診断実施者による工事監理（建築士法（昭和2

5 年法律第 202 号) 第 2 条第 7 項に規定する工事監理をいう。) を受けて実施した耐震改修工事に限る。

2 前項の規定により助成を受けようとするもの及び助成の対象となる建築物は、規則で定める助成の要件に適合しなければならない。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定又は他の耐震工事等に係る助成制度等による助成金の交付を受けた場合は、同一の耐震工事等については、同項の規定による助成金の交付を受けることができない。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、耐震工事等に要した費用の額(他の条例、規則その他の規程による助成制度等の対象となる耐震工事等の工事相当額を除く。)とする。ただし、耐震工事等に要した費用の額に規則で定める率を乗じて得た額及び規則で定める限度額を超えてはならない。

(助成の手続)

第 5 条 助成金の交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、規則で定めるところにより、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは助成金の交付を決定する。

(交付決定の取消し)

第 6 条 区長は、助成金の交付の決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反した

とき。

（助成金の返還）

第7条 区長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約金）

第8条 前条の規定により助成金の返還を命ぜられたものは、当該命令に係る助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（提案理由）

耐震工事等に対する助成制度を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。